

事業系粗大ごみの持ち込み手数料

改定前 **150円/10**kg



改定後 **220円/10kg**

事業系資源ごみの持ち込み手数料

新聞・雑紙・ 古着・古布・ かん・びん など

新規 **80円/10kg**

※ごみの分別の徹底と資源化の促進を目的に、新たに事業系資源ごみの手数料を 設定します。

上記以外の事業系ごみの持ち込み手数料

改定前 **70**円/**10**kg



改定後 100円/10kg

事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴うごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないことが法律で定められています。事業所から出るごみのうち、産業廃棄物以外のものが事業系一般廃棄物です。

ごみ処理手数料改定の理由

宝塚市は以下の課題を抱えており、それらの課題を解決するためにごみ処理原価を基本として、 処理手数料を改定することとしました。

ごみ処理原価との乖離是正

ごみの分別の徹底と 温室効果ガスの削減

宝塚市ではクリーンセンターに持ち込まれたごみ10kgあたり170円の費用をかけて処理をしています。これに対し、現在は10kgあたり70円の料金設定となっており、手数料と処理原価の価格差が大きくなっています。今回の改定は、平成10年以来、25年ぶりの改定です。

すでに収集業者に処理委託している事業者の皆様へ

今回の改定内容を収集業者にご確認いただき、ご理解とご協力をお願いします。



- Q. 今後も改定されるのですか?
- A. 今後も3年ごとに見直しをする予定です。
- 0. 家庭系ごみはどうするのですか?
 - A. 今回は改定しません。
- Q. 事業系ごみの出し方について詳しく知りたい
- A. 詳しい内容は宝塚市HPでご確認いただけます。
- ▼事業系ごみの出し方

https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/cleancenter/business/1022593.html



◀事業系ごみの出し方

問い合わせ先

宝塚市 クリーンセンター管理課

TEL: 0797-87-4844 FAX: 0797-81-1941

MAIL: m-takarazuka0042@city.takarazuka.lg.jp